

お知らせ掲示板

くらし

9月は固定資産税第3期の納期です

納期限は9月30日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトを確認ください。

【熊本市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

年金相談には事前予約が便利です

熊本西年金事務所では年金の受け取り等の相談を事前予約で行っています。待ち時間が少なくスムーズに相談できる予約相談をぜひ利用ください。

【時】月～金：午前9時～午後5時15分（週最初の営業日のみ午後7時まで）
第2土曜：午前10時～午後4時（12月29日～翌年1月3日を除く）
【日】相談希望日1か月前から「予約受付専用電話」(☎0570-05-4890)へ

※予約時には基礎年金番号、相談者および配偶者氏名、電話番号、相談内容などが必要。

(国保年金課 ☎328-2280)

高齢者支援センターささえりあ尾ノ上の住所等が変更となりました

本市では高齢者の総合相談窓口として「高齢者支援センターささえりあ」を本市27か所に設置しています。

8月1日から、ささえりあ尾ノ上の住所および電話番号が変更となっています。

【変更後】

住所：東区尾ノ上1丁目14-27

電話：377-8056

(高齢福祉課 ☎328-2963)

田迎公園運動施設改修工事に伴う一部施設利用停止について

田迎公園運動施設の改修工事に伴い、令和6年10月1日から11月30日までプール棟の利用を停止します。

また、令和6年12月1日から令和7年1月31日まで体育館棟の利用を停止します。

※工事の進捗によっては、変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、市ホームページへ。



(スポーツ振興課 ☎328-2724)

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請はお早めに

7月19日(金)に支給案内通知書または支給要件確認書を発送しています。支給要件確認書が届いた世帯は、申請が必要となります。必要書類を添えて郵送いただくか、確認書内のQRコードから電子申請を行ってください。確認書の受け付け後、内容確認が完了した世帯から順次支給を行います。

申請は、10月31日(木)【当日消印有効】までです。

本市または本市以外の市区町村で、令和5年度以降に低所得者世帯向けの給付金の受給対象となった世帯は対象外です。(未申請の世帯や受給辞退された世帯も含まれます)

詳しくは、熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター(☎355-8866 平日午前9時～午後5時)へ。



詳細は、市ホームページへ

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

定額減税に伴う調整給付金の申請はお早めに

7月26日(金)に支給案内通知書または支給確認書を発送しています。支給確認書が届いた方は、申請が必要となります。必要書類を添えて郵送いただくか、確認書内のQRコードから電子申請を行ってください。確認書の受け付け後、内容確認が完了した方から順次支給を行います。

申請は、10月31日(木)【当日消印有効】までです。

給付金に関することは、熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター(☎355-8866 平日午前9時～午後5時)、個人住民税の定額減税に関することは、市民税課(☎328-2183)へ。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

市営住宅の定期募集

【期】11月1日(金)(入居予定日) 【日】既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

■募集案内配布

【期】9月2日(月)～13日(金)(土日祝は開館施設のみ) 【時】午前9時～午後5時 【場】市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター(市庁舎を除く)

■申込

9月5日～13日までに郵送(消印有効)または電子申請で〒860-8601市営住宅管理センターへ

■抽選会

【期】東区・南区の抽選会は9月26日(木)午後2時～、中央区・北区・西区

の抽選会は27日(金)午後2時～ 【場】国際交流会館(6・7階ホール)

■二次募集

【期】10月1日(火)～7日(月)なお、10月1日(火)は午前9時半～午後3時、10月2日(水)からは午前8時半～午後4時 【場】10月1日(火)は国際交流会館(5階大広間A・B)、10月2日(水)～7日(月)は市営住宅管理センター(市庁舎9階) 【日】一次で申し込みがなかった既存団地の空室(先着順)

■共通

【問】中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833) 詳しくは、市ホームページへ。

■市営住宅が360度動画で確認できます

間取りや校区などの条件で絞って検索できるページを活用ください。

(市営住宅課 ☎328-2461)



検索ページ QRコード

熊本連携中枢都市圏で「資源物等の持ち去り物買取拒否宣言店制度」を開始します

資源物等の持ち去り行為者には、区域を超えて活動する者がいます。そこで、熊本連携中枢都市圏内で資源物等の買い取りを行っている事業所に、持ち去られた資源物等の不買を協力してもらい、持ち去り行為の撲滅につなげる制度を令和6年9月から開始します。

詳しくは、市ホームページへ。



(事業ごみ対策課 ☎328-2362)

お墓参り用臨時バスを運行します

【期】9月21日(土)～23日(振替休日) 【日】お墓参りが多い9月のお彼岸の時期に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行します ※途中での乗り降りはありません。【問合せ先】指定管理者：株式会社パブリックビジネスジャパン(☎237-7266)

【三山荘までのバス(有料)】熊本市都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば) ※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎとなります。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

9月21日(土)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	8:50	9:05
2	9:30	9:50
3	10:30	10:55
4	11:25	11:45
5	12:25	12:45
6	13:45	15:00

22日(祝)・23日(振替休日)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	8:30	8:45
2	9:10	9:30
3	10:15	10:35
4	11:00	11:20
5	12:00	12:20
6	13:10	14:30

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

「住まいのガイドブック」ぜひ活用ください!

市や県、国等は、住まいに関する補助や、住まい探しに関する支援等、さまざまな事業に取り組んでいます。このような事業を広く周知し、より良い住まいづくりに役立ててもらうことを目的として、住生活に特に影響が大きいと思われるものを中心に、1冊のガイドブックにまとめて公開しています。

住宅政策課、各区役所等の窓口で閲覧可能なほか、市ホームページからダウンロード可。

(住宅政策課住宅政策班 ☎328-2438)



消防車や救急車の緊急通行に対するご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、一刻も早く災害現場や医療機関に到着するため、道路交通法によりサイレンと赤色の警光灯を点灯することが決められています。交通量の少ない道路や時間帯でも、サイレンと警光灯を使用し、要請のあった場所に向かいます。近隣の皆様のご理解をお願いします。



(消防局情報司令課 ☎363-7137)

敬老の日に身近な防火対策を考えましょう

9月16日は「敬老の日」です。住宅火災による死者の7割は65歳以上の高齢者です。火災の発見が遅れたことによる「逃げ遅れ」が主な要因です。住宅に設置されている「住宅用火災警報器」が正常に機能するよう、敬老の日に合わせて高齢者の代わりに点検をしましょう。

■2024年度全国統一防火標語■

「守りたい 未来があるから 火の用心」 (消防局予防課 ☎363-0263)

下水道使用開始・廃止の届け出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などを使う方が下水道に接続した時は使用開始の届け出、転居などで使用を廃止する時は使用廃止の届け出が必要です。また、井戸水・温泉水などを使用し、メーター設置がない一般家庭は、使用人数や用途に変更があった場合にも、届け出が必要です。

詳しくは、上下水道局お客さまセンター(☎381-1118)へ。(上下水道局料金課 ☎381-0446)

くらしの中の人権 129

外国人に関する人権問題

全国的に、言語、宗教、文化、習慣の違いから、さまざまな人権問題が発生しています。具体的な事案としては、アパートの入居拒否、就職時の労働条件の違い、特定の民族や国籍の人たち、外国出身者やその子孫の人たちへの一方的な差別的言動(ヘイトスピーチ)などが挙げられます。

本市の統計では、在住外国人数は増加傾向にあり、2024年7月1日現在で9,863人(前年比1,995人増)です。

外国人であること、文化的な背景や思想が違うことなどで差別をすることなく、互いの文化の違いを尊重し、積極的に交流することで、全ての人が安心して快適に暮らせる「多文化共生社会」の実現を目指しましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)

より良い未来をつくるために。「全国家計構造調査」にご協力ください

総務省統計局と本市では本年10月から11月までの2か月間、全国家計構造調査を実施します。

この調査は、皆さんに日々の収入や支出などを回答いただき、国民生活の実態を明らかにするものです。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策などに役立てられます。全国のおよそ7,000の調査地域、本市では26の地域で調査を実施します。調査の方法は、調査員が世帯を訪問し、調査票を配布する方法により行います。調査への回答は、インターネットでも行うことができますので、ご協力をお願いします。



(データ戦略課 ☎328-2380)